

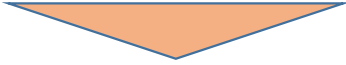
第3章 渋谷駅周辺地域の課題と取組方針

計画の位置づけや地域の現状を踏まえ、地域の防災上の課題を以下の6点とし、それぞれに取組方針を定めるとともに、今後、方針に沿って具体的な事務、事業を実施していく。

- ① 多数かつ多様な一時退避者、帰宅困難者の発生
- ② 一時退避者、帰宅困難者の安全確保
- ③ 安全な場所への誘導と情報提供
- ④ 要配慮者・負傷者の対応
- ⑤ 備蓄とライフラインの確保
- ⑥ 工事中の安全確保



取組方針



具体的な事務、事業

(都市再生特別措置法第19条の15第2項第2～6号)

1 多数かつ多様な一時退避者、帰宅困難者の発生

1-1 課題

- ① 地域内の耐震化は進んでいるが、発災時に建物が大きな損傷を受ける可能性がある。損傷を受けた建物の在館者は、一時退避を余儀なくされる。
- ② 特に宇田川町の南側（渋谷センター街周辺）の地域は商業施設が集積し、耐震化率も低いため一時退避者による混乱が予想される。
- ③ 事業所内待機をしない人、建物の損壊等により事業所内待機をできない人、観光客や買物客等、多数の滞在場所のない帰宅困難者が発生し、混乱が生じるおそれがある。
- ④ 今後も駅周辺の開発により、渋谷を訪れる観光客や買物客はさらに増え、駅周辺滞留者及び一時退避者、帰宅困難者の増加ならびに多様化が見込まれる。

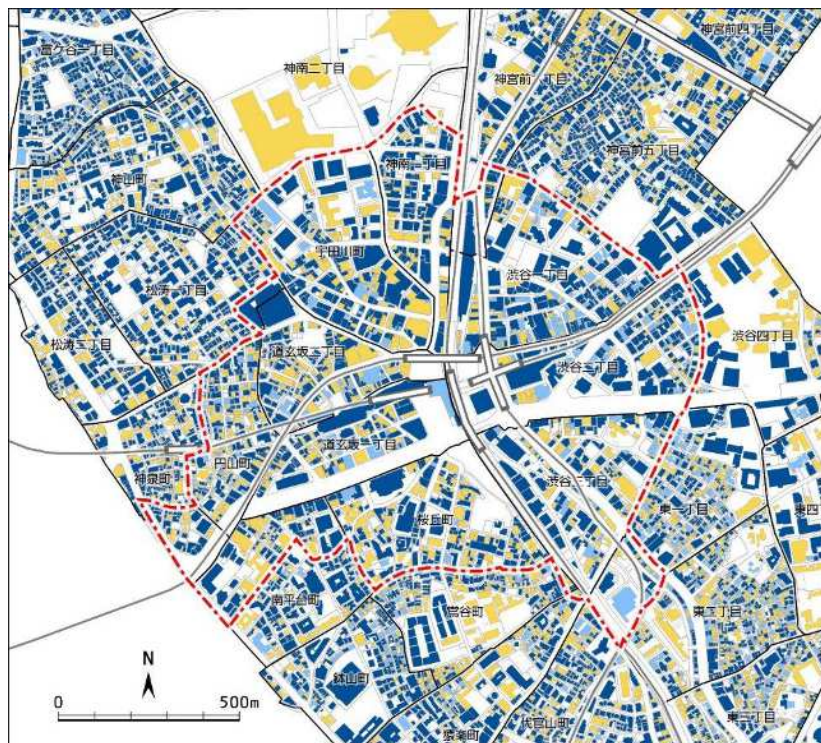
1-2 課題に対する取組方針

➤ 事業所内待機の徹底により、一時退避者や帰宅困難者の数を減らす

- ① 渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会は、本計画に従い「渋谷駅ルール」を見直し、渋谷駅周辺帰宅困難者協議会の委員事業所は事業所内待機に努める。
- ② 行政機関は「東京都帰宅困難者対策条例」や「渋谷駅ルール」を積極的に周知し、事業所内待機を啓発する。
- ③ 事業者は「東京都帰宅困難者対策条例」や「渋谷駅ルール」を正確に理解し、事業所内待機に努める。
- ④ 事業者、行政機関は事業所内待機を可能とする環境の整備に努める。（家具・什器の固定、非常時の水や食糧、毛布の備蓄等）

➤ 建物耐震化の推進により一時退避者や帰宅困難者の数を減らす

- ⑤ 渋谷区は、木造住宅耐震診断等を通じて、建物の耐震化を推進する。

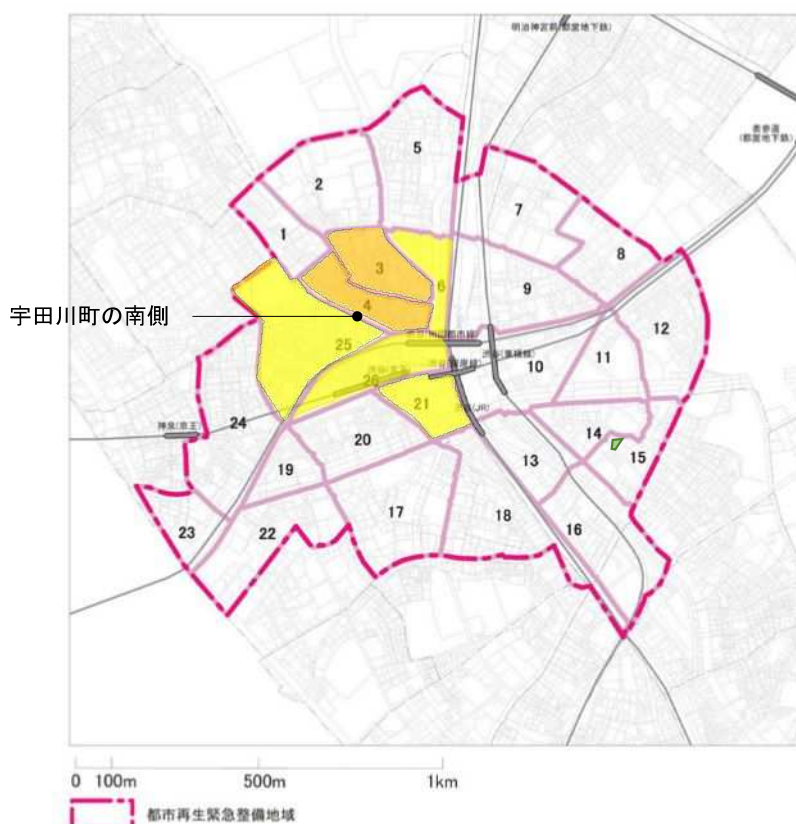


耐震化状況

- 昭和55年以前
- 昭和55年前後
- 昭和56年以降

昭和 56 年以前の建物は旧耐震基準で建築されており、耐震改修されていない場合は耐震性が低い。

（渋谷区震災対策基礎調査 2022 年より）



特に一時退避者の滞在密度が高い地区を示す。

- 高
- 低

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。（承認番号）（MMT 利許第 05-K113-10 号）

2 一時退避者、帰宅困難者の安全確保

2-1 課題

- ① 発災直後の一時退避空間が現状、将来とも不足しており、短期間での解決は困難な状況にある。
- ② 帰宅困難者受入施設が現状、将来とも不足しており、短期間での解決は困難な状況にある。特に休日は開設が困難な施設が多く、受入施設の確保が課題である。
- ③ 帰宅困難者に対応するスタッフの不足、施設内における二次災害の責任問題等が原因で、帰宅困難者受入施設が増加しない。
- ④ 歩道にはみ出した看板等が落下し、負傷者が発生するおそれがある。

2-2 課題に対する取組方針

➤ 一時退避場所や帰宅困難者受入施設を増やす

- ① 大規模建築物を建築する事業者は「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」に基づき、帰宅困難者受入施設を確保する。
- ② 開発事業者は、在館者の一時退避場所と帰宅困難者受入施設を確保するとともに、施設外の一時退避者や帰宅困難者の受入れにも努める。
- ③ 行政機関及び事業者は協働し、休日における発災でも帰宅困難者受入施設を開設できるような仕組みづくりを検討する。
- ④ 行政機関及び事業者は協働し、一時退避空間や帰宅困難者受入施設が不足するため、地域外の滞留可能な場所への誘導を検討する。
- ⑤ 渋谷区と渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会は協力し、帰宅困難者受入施設のマニュアルの整備、スタッフの融通等により、事業者の負担と施設内における二次災害の責任問題といったリスクを軽減し、さらなる受入施設の増加につなげる。
- ⑥ 鉄道事業者は鉄道の運行復旧業務を最優先とするが、それに支障のない範囲で駅周辺滞留者の一時的な保護に努める。

➤ 退避経路の安全を確保する

- ⑧ 事業者は、建物の耐震化に努めるとともに、看板等が落下して歩行者に危害を及ぼさないように、定期的な点検と補修に努め、退避経路の安全を確保する。

避難行動のありかた

自宅 (Yellow box) → 一時集合場所 (Green box) (安全か不明)

一時集合場所 → 自宅に被害あり (区民) (避難所) (安全に滞在可)

一時集合場所 → 一時退避場所 (Green box) (安全に滞在可)

一時退避場所 → 事業所来街者 (Blue box) (安全か不明)

一時退避場所 → 帰宅困難者支援受入施設 (Green box) (安全に滞在可)

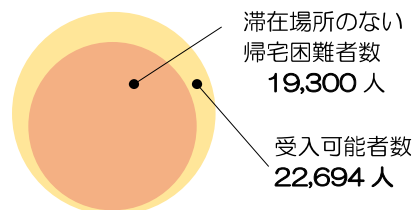
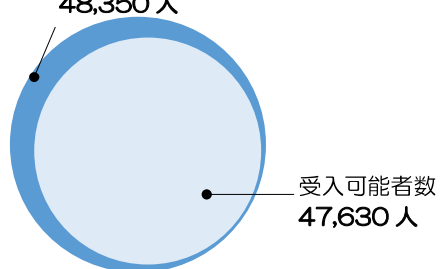
事業所来街者 → 帰宅困難者支援受入施設 (安全に滞在可)

帰宅困難者支援受入施設 → 帰宅困難者 (滞在場所のない帰宅困難者) (徒歩帰宅)

帰宅困難者 → 避難所 (徒歩帰宅)

自宅 → 徒歩帰宅 (安全に滞在可)

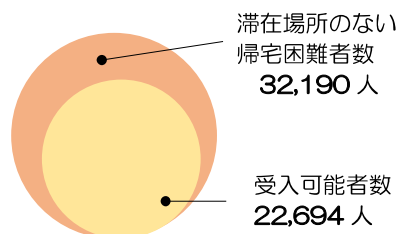
事業所来街者 → 徒歩帰宅



	標準シナリオ	受入可能者数
一時退避者数	48,350人	47,630人
滞在場所のない帰宅困難者数	19,300人	22,694人

一時退避者数
84,420 人

受入可能者数
47,630 人



	標準シナリオ	受入可能者数
一時退避者数	84,420人	47,630人
滞り場所のない帰宅困難者数	32,190人	22,694人

3 安全な場所への誘導と情報提供

3-1 課題

- ① 高低差のある地形に、歩行者デッキ等の重層的な空間が形成されているため、滞留者は自分の位置の把握が難しい。
- ② 駅を中心に放射状に延びる幹線道路を通過して、駅周辺に人が集まりやすい。
- ③ 滞留者を誘導する人員が不足するため、適切な避難誘導は期待できない。
- ④ 適切な誘導が行われないと、発災時の物資輸送の要となる緊急輸送道路（明治通り、青山通り、六本木通り）に滞留者がはみ出し、輸送の妨げとなるおそれがある。
- ⑤ 地域内に大型商業施設が多く、買物やイベント参加等で訪れた来街者に対する発災時の確実な情報伝達が難しい。
- ⑥ 滞留者に対して、情報を迅速かつ正確に伝えることが難しい。

3-2 課題に対する取組方針

➤ **避難誘導計画に基づき、役割を分担して誘導を行う**

➤ **避難誘導計画をより実効性のあるものとするために検討を行う。**

- ② 行政機関及び事業者は、緊急輸送道路に滞留者がはみ出し通行の妨げとならないように努める。
- ③ 渋谷区は、災害時帰宅困難者支援地図を地域内の主要な場所に設置し、来街者に情報を提供する。
- ④ 渋谷駅前エリアマネジメント協議会は、対象となる駅中心地区の開発事業者と連携し、大規模建築物の周辺に対し、発災時に適切な情報提供の仕組みづくりを検討する。
- ⑤ 鉄道事業者は鉄道の運行復旧業務を最優先とするが、それに支障のない範囲で駅周辺滞留者への誘導・情報提供に努める。

➤ **発災時に関係者間で情報を提供できるツールを整備する**

- ⑥ 渋谷区及び渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会は、駅周辺の大型ビジョンを活用し情報提供や避難誘導を行う。
- ⑦ 渋谷区は、防災ポータル、防災アプリ等を活用し、必要とされる災害情報の提供を行う。
- ⑧ 渋谷区及び事業者は、Wi-Fiアクセスポイントを設置し、防災ポータル、防災アプリ等

へアクセスできる環境を整備する。

➤ **発災時に情報を確実に収集、共有できるツールを整備する**

- ⑨ 渋谷区及び渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会は、ＩＣＴを活用して発災時の被害状況、一時退避者の状況、帰宅困難者の受入準備の状況等の情報の収集、共有を図る。

➤ **誘導、情報提供に関する定期的な啓発、訓練の実施**

- ⑩ 渋谷区及び渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会は、訓練を定期的の実施し、滞留者の誘導、情報提供の方法の習熟に努めるとともに、地域内の関係者の啓発を行う。

4 要配慮者・負傷者の対応

4-1 課題

- ① 外国人、障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児その他の配慮を必要とする人への支援体制が確立されていない。
- ② 坂道や歩行者デッキへ接続するための階層移動、幹線道路の横断等、高齢者や車いす利用者にとって移動する際の負担が大きい。
- ③ 地域内に、応急処置やトリアージするための緊急医療救護所が一か所しかなく、場所、人員が不足する。
- ④ 地域内に大型医療施設がない上に、地域外へ救急車による搬送も期待できないため、重傷者の処置や搬送が困難である。
- ⑤ 地域内の耐震化や室内の家具転倒防止措置が十分でないため、建物の倒壊や家具の下敷きによる、負傷者が発生するおそれがある。

4-2 課題に対する取組方針

➤ 行政機関及び事業者は協力し、要配慮者への情報提供と支援を行う

- ① 行政機関及び事業者は、発災時に特別な支援が必要な外国人、障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児等に対する支援体制を検討する。
- ② 行政機関及び事業者は、外国人が理解できる多言語のサイン、ピクトグラム等の導入を図る。
- ③ 渋谷区は、配布用の防災地図や街頭に設置される帰宅困難者支援地図を多言語化する。

➤ 負傷者に対する地域内での応急対応と医療施設への搬送方法を確立する

- ④ 行政機関及び事業者は、建物の耐震化、家具の転倒防止措置を図り、発災時に負傷者を出さないように努める。
- ⑤ 行政機関及び事業者は、負傷者の応急対応体制について検討する。
- ⑥ 行政機関及び事業者は、地域周辺の医療施設への搬送手段を検討する。

➤ 帰宅困難者受入施設での優先ルール

- ⑧ 渋谷区は、帰宅困難者の受入に際して要支援者と及び付き添いの人の受入を優先することを積極的に広報し、ルールに対する社会的コンセンサスを醸成するように努める。

5 備蓄とライフラインの確保

5-1 課題

- ① 従業員用の備蓄は一定程度確保されているが、滞在場所のない帰宅困難者分の備蓄は十分に確保されていない。
- ② 電気、水道、ガス等のライフラインが途絶した場合、復旧には相当の日数を要する。

5-2. 課題に対する取組方針

➤ 地域内に備蓄物資を必要量確保する

- ① 行政機関及び事業者は、事業所内待機に備え、食糧・飲料水・生活必需品等を必要量備蓄する。2027年度末の地域内の備蓄倉庫の総面積の整備目標を580㎡とする。

➤ ライフライン途絶に備える

- ③ 事業者は、ライフラインの途絶により事業継続が困難にならないように努める。（耐震性の高い中圧ガス供給設備の導入、コージェネレーション・自家発電等による電力の確保、貯水槽の設置、緊急排水槽の設置等）
- ④ 特に人命に関わる施設（病院・介護施設等）は、非常用発電機の設置を努める。

6 工事中の安全確保

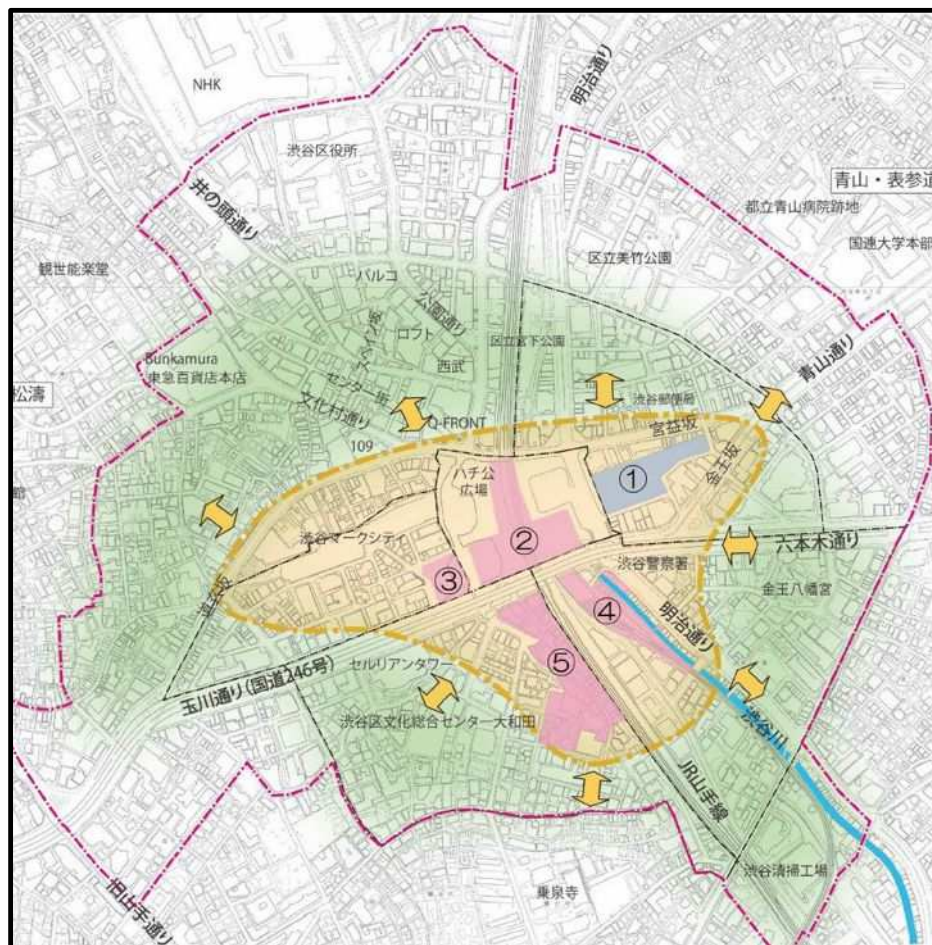
6-1 課題

- ① 渋谷駅中心地区の再開発に伴い、歩行者動線の付け替えや狭あい化が発生しており、退避や誘導に影響するおそれがある。
- ② 渋谷駅中心地区の工事現場間で、連絡体制の確立が必要。
- ③ 渋谷駅中心地区や渋谷駅周辺地区における再開発の工事現場の仮設物やクレーン等が、発災時に周辺の安全に影響を与えるおそれがある。

6-2 課題に対する取組方針

➤ 発災時の工事現場、現場周辺の安全を確保する

- ① 渋谷駅前エリアマネジメント協議会は、対象とする渋谷駅中心地区の開発事業者と連携し、工事期間中に関係者が連携して取り組むべき現場の防災体制のありかた、実現方法について検討を主導し施策を定めていく。
- ② 渋谷駅中心五街区は、事業者、工事関係者、渋谷区（東京都）を登録したメーリングリストを作成する。発災時の情報連携には、本メーリングリストを使用し一斉配信を行う。
※駅街区区画整理事業においては、既に確立されているメーリングリストを引き続き運用する。



渋谷駅中心地区、渋谷駅周辺地区区域図
出典：渋谷駅中心地区まちづくり指針 H27 より

第4章 渋谷駅周辺地域における滞在者等の安全の確保に関する事業及び事務

1 渋谷駅周辺地域における滞在者の安全確保に関する事業

(1) 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

(都市再生特別措置法第19条の15第2項第一号に係る計画)

第1章渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画について記載のとおり。

(2) 一時退避場所(都市再生特別措置法第19条の15第2項第二号、第三号に係る計画)

事業計画(ver1より継続の事業)

	施設名称	事業主体	図番	実施期間
1	渋谷スクランブルスクエア(一部東棟開業)	渋谷スクランブルスクエア株式会社	②	2014 ～ 2027
2	渋谷フクラス	東急不動産 SC マネジメント株式会社	③	既設
3	渋谷ストリーム	渋谷ストリーム管理組合	④	既設
4	渋谷サクラステージ	渋谷サクラステージ管理組合	⑤	既設
5	MIYASHITA PARK	渋谷区	⑥	既設

既存施設(ver1時の既存施設)

	施設名称	所有者	管理主体	図番	備考
6	桜丘公園	渋谷区	渋谷区	⑧	
7	円山児童公園	渋谷区	渋谷区	⑨	
8	北谷公園(バイク置場除く)	渋谷区	渋谷区	⑩	

なお、最新の一時退避に利用できる空間の内訳は資料編にて記載。

(3) 帰宅困難者（受入）施設

（都市再生特別措置法第19条の15第2項第二号及び第三号に係る計画）

事業計画（ver1より継続の事業）

	施設名称	事業主体	図番	実施期間
1	渋谷ヒカリエ	渋谷ヒカリエ管理組合	①	既設
2	渋谷スクランブルスクエア （東棟）	渋谷スクランブルスクエア株式会社	②	2014 ～ 2027
3	渋谷フクラス	東急不動産 SC マネジメント株式会社	③	既設
4	渋谷ストリーム	渋谷ストリーム管理組合	④	既設
5	渋谷サクラステージ	渋谷サクラステージ管理組合	⑤	既設
6	渋谷ソラスタ	一般社団法人道玄坂121	⑦	既設
7	渋谷パルコ・ヒューリックビル	渋谷 パルコ・ヒューリックビル管理組合	⑪	既設

一時退避場所と帰宅困難者受入施設の配置



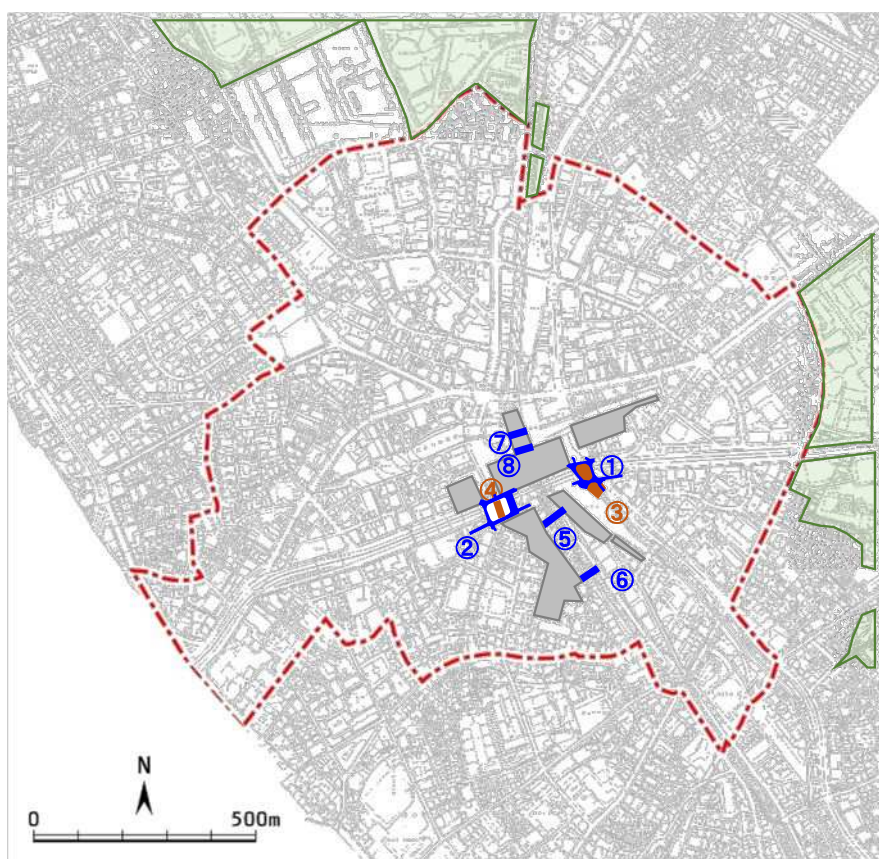
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。（承認番号）（MMT 利許第 05-K113-10 号）

なお、最新の帰宅困難者受入施設は、資料編ならびに渋谷区防災ポータルにて記載。

(4) 退避経路（都市再生特別措置法第19条の15第2項第二号及び第三号に係る計画）

	施設名称	事業主体	図番	実施期間
1	渋谷駅東口デッキ	国土交通省	①	既設
2	渋谷駅西口デッキ	国土交通省	②	未定
3	渋谷駅東口地下歩道	国土交通省	③	既設
4	渋谷駅西口地下歩道	国土交通省	④	未定
5	南口北側自由通路	渋谷区	⑤	～2026
6	JR線横断通路 （南通路）	渋谷区	⑥	既設
7	渋谷駅街区北側自由通路	渋谷駅街区土地区画整理事業	⑦	2010～2026
8	渋谷駅街区南側自由通路	共同施行者	⑧	2010～2026

事業計画（ver1より継続の事業）



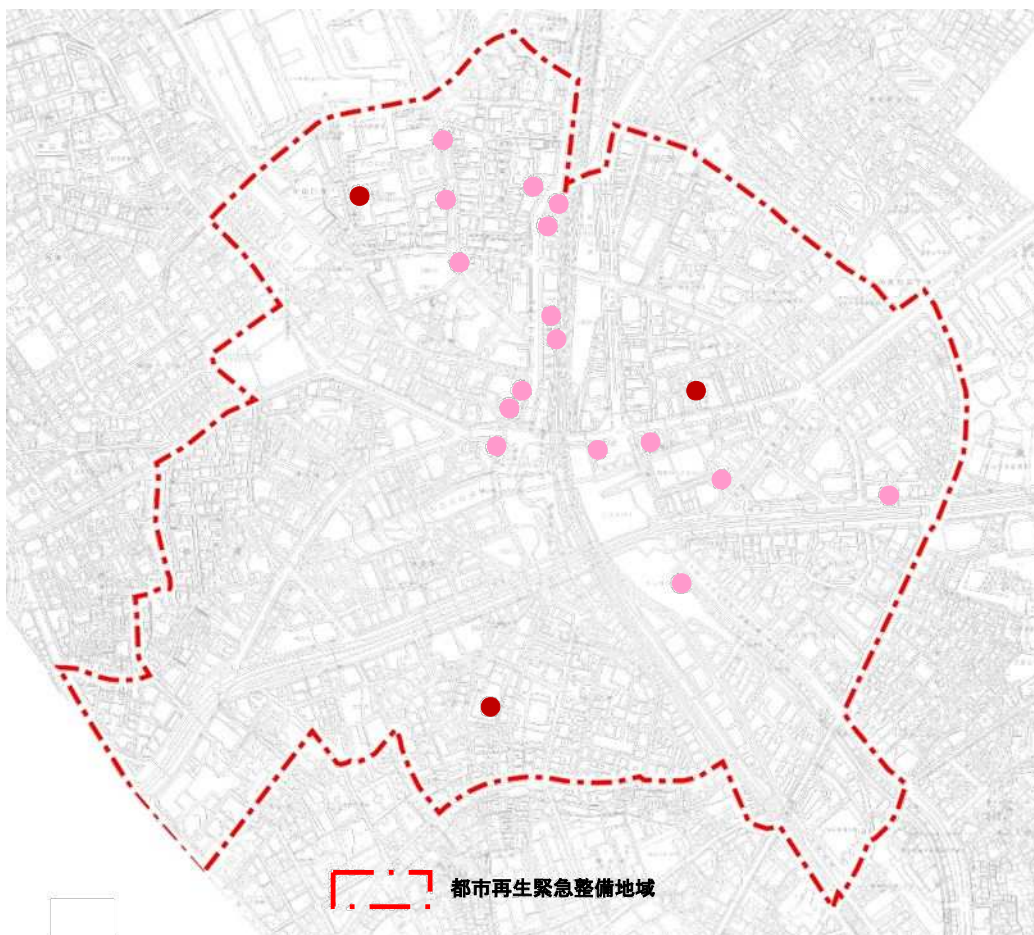
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）（MMT 利許第 05-K113-10 号）

■ 地上デッキ・自由通路
■ 地下歩道

都市再生緊急整備地域

(5) -1 情報伝達施設（都市再生特別措置法第19条の15第2項第二号及び第三号に係る計画）

	施設名称	所有者	管理主体	事業主体	備考
1	災害時帰宅困難者支援案内板	渋谷区	渋谷区	渋谷区	



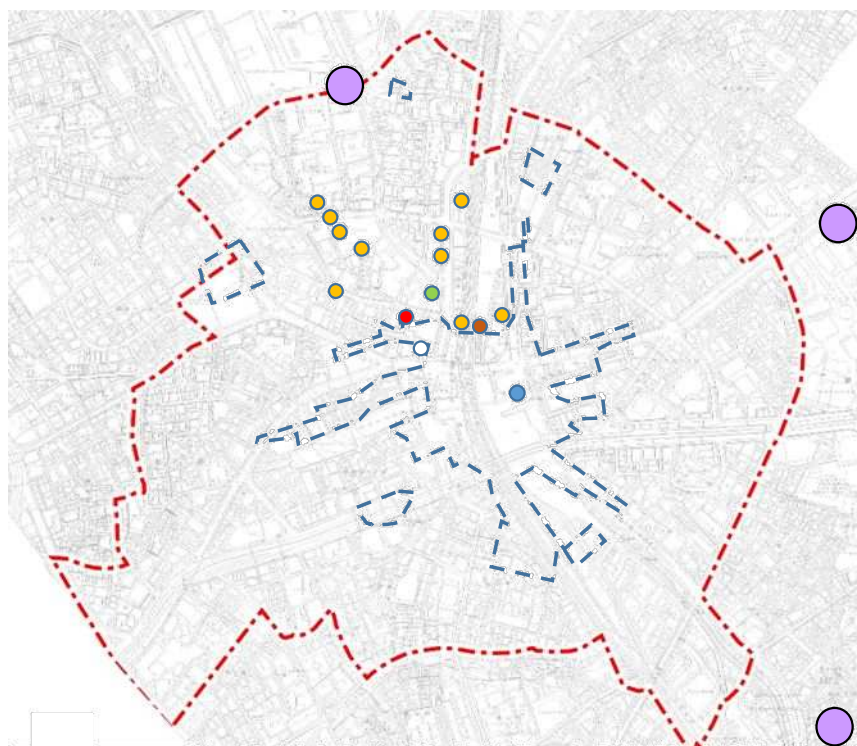
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

「帰宅困難者受入施設」表示板設置の東京電力地上用機器
避難所設置案内板
(神南小学校、文化総合センター大和田、商工会館 (H31 年度整備))



(5)-2 情報伝達施設（都市再生特別措置法第19条の15第2項第二号及び第三号に係る計画）

	施設名称	所有者	管理主体	事業主体	備考
2	街頭ビジョン	株式会社シブヤテレビジョン	同左	同左	既設
		東急株式会社	同左	同左	既設
		株式会社バス・コミュニケーションズ	同左	同左	既設
		株式会社毎日広告社	同左	同左	既設
		株式会社ヒット	同左	同左	既設
		渋谷スクランブルスクエア株式会社	同左	同左	既設
3	屋外Wi-Fiスポット設備	渋谷区	渋谷区	渋谷区	既設
4	SHIBUYA Wi-Wi-Fi	開発事業者及び一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	同左	同左	既設 拡充



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

- 街頭ビジョン
- 株式会社シブヤテレビジョン
- 東急株式会社
- 株式会社バス・コミュニケーションズ
- 株式会社毎日広告社
- 株式会社ヒット
- 渋谷スクランブルスクエア
- 屋外Wi-Fiスポット設備（エリア外に別途2か所）
- SHIBUYA Wi-Wi-Fi（4か所拡充）



2 渋谷駅周辺地域における滞在者の安全確保に関する事務

(都市再生特別措置法第19条の15第2項第五号及び第六号に係る計画)

- ・帰宅困難者対策訓練、研修の実施

実施頻度：2～3回／年

実施主体：渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会、渋谷区

- ・防災点検の日

実施時期：1月17日

実施主体：渋谷区

- ・渋谷駅ルールの改訂

実施主体：渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会、渋谷区

実施項目：渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画に基づき、渋谷駅ルールを見直す。

- ・発災時の連絡体制

発災時には、渋谷区役所8階に渋谷区災害対策本部を設置し、渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会との間で情報収集、災害対応行動の指示等を行う。

<発災時の連絡体制>



（４）避難誘導計画

避難誘導計画に基づき、各主体が役割分担をして避難誘導を行う。また、訓練等を通じ避難誘導計画を検証し、より実効性のあるものにする。

一時退避誘導計画の基本方針

○共通事項

- ・ 駅周辺や路上の混雑による混乱を回避するため、滞留者をあらかじめ定められた一時退避場所に誘導する。
- ・ 渋谷駅周辺の混乱を避けるために駅から離れる方向に誘導する。
- ・ 誘導方法の確認と手順の習熟のため、定期的に訓練を行う。

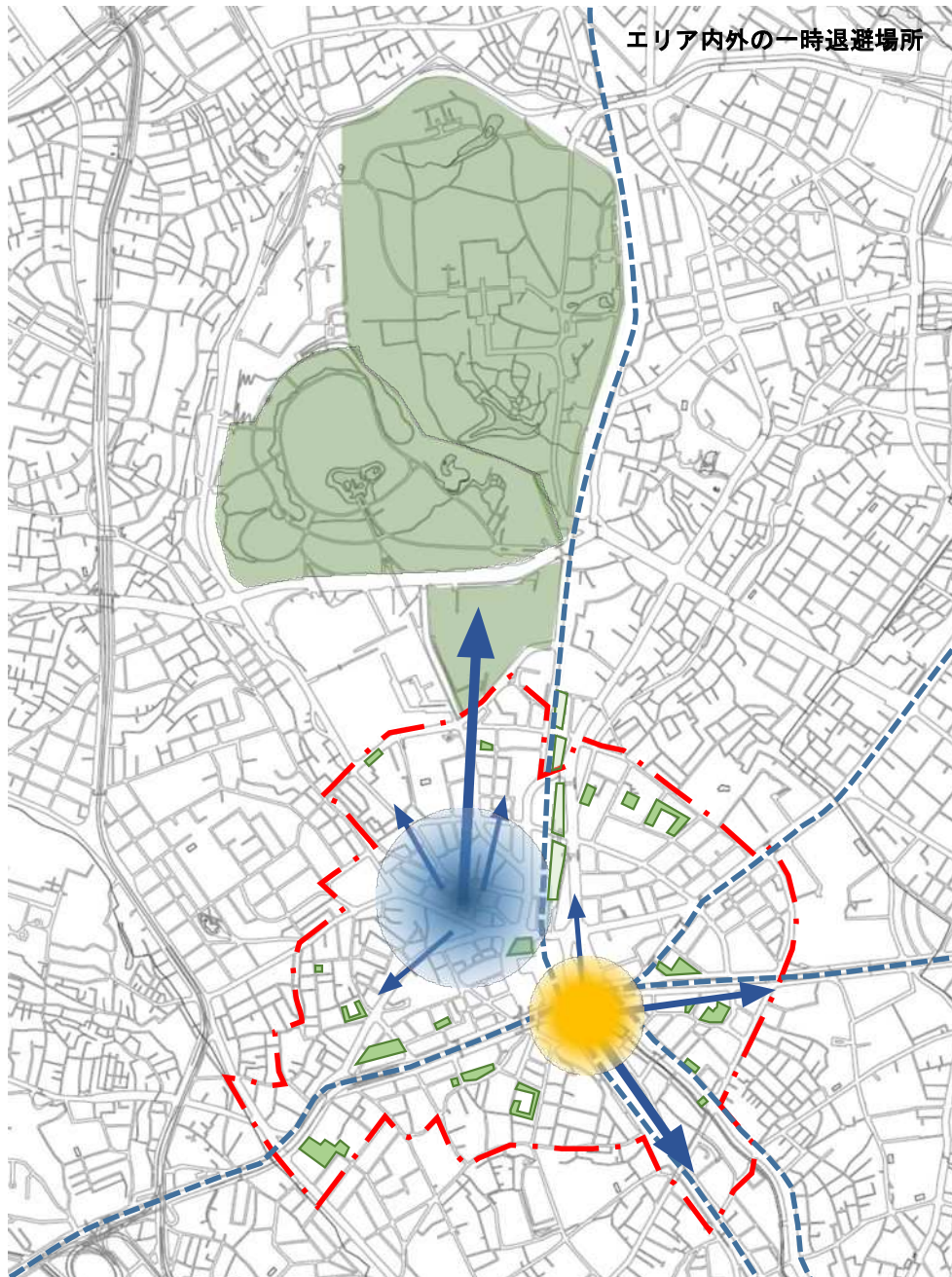
○ＪＲ山手線と国道 246 号線に囲まれた北西のエリア

- ・ 一時退避場所はエリア内の一時退避場所及び代々木公園一帯（代々木公園、国立代々木競技場、明治神宮）とする。
- ・ 混乱を避けるため、路上一方向に誘導する。
- ・ 以下の目的で主要な場所に誘導員の配置、サインの設置をする。
 - 一時退避先と退避方向の指示
 - 退避者が合流する場所での混乱回避
 - 道路横断のある場所での横断時の安全確保
 - 主要な一時退避場所入り口での退避者の誘導
 - 代々木公園 B 地区への一時退避者流入防止

○その他のエリア

- ・ エリア内の一時退避場所に退避する。
- ・ 渋谷駅地下ラチ外コンコースから退避については、一時退避場所（地下広場空間）に一時退避後、混雑の予想されるスクランブル交差点方面以外への誘導を優先する。

一時退避誘導計画誘導計画の基本方針付図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

凡例		地上部エリア外への誘導対象エリア		一時退避場所
		地下部エリア外への誘導対象エリア		鉄道・幹線道路
		都市再生緊急整備地域		

- 帰宅困難者受入施設への誘導の方針

- ・帰宅困難者受入施設の開設情報は渋谷区ポータルサイト、防災アプリを通じて、一時退避場所、各誘導員に伝達される。
- ・一時退避場所から帰宅困難者受入施設へ移動する人には、施設の位置、開設状況 等を伝える。
- ・帰宅困難者受入施設の位置の入ったマップを事前に用意する。
- ・帰宅困難者受入施設は、多言語化対応や要支援者及び負傷者等を優先的に受け入れていく様に努める。
- ・必要に応じ要支援者優先のルールを伝える。(避難誘導計画：Ⅳ 要支援者の優先ルール参照)
- ・帰宅困難者受入施設の開設基準スキームとして震度階・時間帯別に検討する。

- 街頭ビジョン活用の方針

- ・災害時の情報伝達は、数行の文字情報を基本とする。
- ・文字情報は、被災直後～数時間単位まで時間の経過に応じて措定される表示内容をあらかじめ用意しておく。
- ・表示内容の指示は、災害対策本部から事前に共有しインターネット経由でメール、チャットなどを介して行う。
- ・新設のものは停電などの非常時でも数行の文字情報を一定時間提供できる設備を整備する。(既存のものは非常電源設備の整備を今後の課題とする。)

- 帰宅困難者受入施設での優先ルール

- ・帰宅困難者受入施設での優先受入の対象とするのは、要支援者とし、健常な外国人は優先ルール適用の対象とはしない。
- ・発災後、滞留者の中に優先受け入れの対象者を見つけた時、優先受け入れの対象者から問い合わせを受けたときは、帰宅困難者として優先的に受け入れられることを伝える。
- ・優先受け入れの対象者はできるだけ直近の帰宅困難者受入施設へ案内し、無理に一時退避場所への誘導は行わない。
- ・集客施設の利用者の中で、優先受け入れの対象者は受入施設開設まで建物内で保護する。
→集客施設が受入施設の場合はそのまま受け入れる。

- 帰宅困難者受入施設では、感染症対策及び要支援者等を支援するために、推奨備蓄品等（非接触型体温計、マスク、手指消毒液、ポリエチレン手袋、手洗い用石鹸、ペーパータオル、間仕切り、マット、生理用品、救急セット、粉ミルク、オムツ、ベビーフード等）の備蓄に努める。
- 感染症対策の観点から一時滞在施設内が過密にならないよう、十分な換気に努めるとともに、滞在者のソーシャルディスタンスの確保や3密を避けるために必要なスペースを確保する様に努める。
- 受入れ者の中で災害時においてもなお治療の必要な病人、けが人は緊急医療救護施設へ案内する。
- 渋谷区は、帰宅困難者の受入に際して要支援者及び付き添いの人の受入を優先することを積極的に広報し、ルールに対する社会的コンセンサスを醸成するように努める。
- 渋谷区は、発災の状況により、交通機関の途絶などで滞留者が多数発生している場合で、高齢者、車いす利用者など要配慮者に対する情報提供や援助が必要な場合は、公的施設を優先し開設する。

第5章 計画の見直し

1 計画の見直し・変更

- ・成長型の都市再生安全確保計画として適宜内容を見直し、充実を図っていく。
- ・2026年度には主要な開発事業の竣工を見据え、大幅な見直しを実施する。

2 優先して取り組むべき課題

- ・一時退避場所の不足を解消する有効対策を検討する。
- ・災害時に滞留者を、一時退避場所や帰宅困難者受入施設等へ誘導するための手段、経路、担い手、役割分担等について検討する。
- ・一時退避者の密度が特に高い宇田川町の南や、人の集中しやすい渋谷駅周辺の滞留者の安全確保の対策を考える。
- ・有効な情報収集、伝達、共有の方法について検討し、担い手や役割分担を考える。

渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画策定スケジュール

